

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称： 児童福祉法等の一部を改正する法律
 規制の名称： 障害児入所施設の対象者の見直し（入所措置延長）
 規制の区分：新設、改正 （拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
 担当部局： 障害保健福祉部
 評価実施時期： 令和4年2月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。
 簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件： i

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	<p>規制の導入に伴い発生する費用が少額</p> <p>遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。</p> <p>※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。</p> <p>● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。</p>
ii	<p>規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 <p>● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。</p>
iii	<p>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であつ</p>

	<p>て、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。
iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3 か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

- 児童福祉法に基づく障害児（満18歳未満の者）を対象とするサービスは、利用契約方式を採用しているところ、障害児の保護者は、障害児入所支援を受ける場合は、都道府県に入所給付決定の申請を行い、入所給付決定を受けた後、利用する障害児入所施設と契約を結ぶこととされている。
保護者のない障害児又は保護者に監護させることが不適当であると認められる障害児については、都道府県の措置により、障害児入所施設に入所させることとされている。
- いずれの場合も原則として満18歳までしか入所できないが、入所措置の場合は、児童福祉法第31条第2項又は第3項の規定により、都道府県は、満20歳に達するまで措置を延長することが認められている。
- しかしながら、現状を見ると、依然として障害児入所施設には過齢児（障害児入所施設に入所している満18歳以上の障害者をいう。）が存在しており、特に、①満18歳近くに強度行動障害が顕在化したことにより移行先の確保が特に困難な満18歳以上満20歳未満の者や、②満18歳に達する直前で入所した情緒障害で精神状態が安定しない満18歳以上満20歳未満の者等、支援の必要性の高い者については、満20歳に達するまでに障害者施設等への移行を調整することが極めて困難、あるいは著しく福祉に欠けるケースが見られるところ。
- こうした特に移行困難な過齢児について、現行制度の枠組みの中で地域移行を推し進めることは、却って本人の自立した日常生活への移行を妨げることとなるおそれがある。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題】

地域移行が困難な過齢児について、地域移行実現に向けた対応。

【課題発生の原因】

支援の必要性の高い者について、満20歳に達するまでに障害者施設等への移行を調整することが極めて困難、あるいは著しく福祉に欠けるケースが見られる。

【非規制手段との比較】

入所措置の年齢上限は満20歳に維持したまま、運用上、地域における受け皿を拡充しつつ、徐々に移行を進めることも考えられるが、実態として満20歳までに移行調整することが困難なケースがあり、ただちに代替手段とはならない。

【規制拡充の内容】

特に満 20 歳に達するまでの地域移行が困難な場合に限って、引き続き満 23 歳に達するまで、入所措置を延長できることとする改正を行う。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

- 第 56 条第 2 項の規定により、都道府県は、入所措置にかかった費用について、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができることとされている。
- 徴収額の上限は本人又は扶養義務者の収入によって異なるが、今回の改正により新設される延長規定の対象となるのが特に地域移行が困難な障害者であることを踏まえれば、本人の収入は低所得である場合が多いものと想定され、負担基準月額が 0 円となるため、遵守費用は発生しない。
- なお、18 歳以上の障害児入所施設入所者（契約による入所を含む）であって令和 3 年度末現在移行先が確保できていない者の人数は全国で 470 人にすぎず、仮に負担基準月額が発生する程度の収入のある過齢児が存在したとしても、遵守費用の総額が 10 億円を上回ることは考えられない

【行政費用】

- これまで満 20 歳を超えて入所している過齢児に係る費用については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、給付費等を公費負担（国 1/2、市町村 1/2）してきたところである。
- 改正後は支出の根拠法が障害者総合支援法から児童福祉法となり、引き続き公費負担（国 1/2、都道府県 1/2）となるが、給付費等を負担する主体が都道府県に代わるだけで、追加的な公費負担は生じない。
- また、都道府県は、入所措置の延長判断を行うこととなるが、その他特有のシステム開発や事業の実施を要するものではないため、追加の金銭的負担は生じない。

- ⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和に該当しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

厚生労働省社会保障審議会（障害者部会）による「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて 中間整理」（令和3年12月16日）において、次のとおり記載されている。

（地域移行支援のための新たな制度）

○現行制度では、満20歳到達時まで、措置又は契約の延長により、障害児入所施設としての措置費又は給付費の支給が可能とされているが、特別な事情により地域移行が困難な者（①例えば15歳以上等一定年齢以上の入所児童で移行可能な状態に至っていない場合、②強度行動障害や情緒障害などの精神症状が18歳近くになって強く顕在化し、18歳前後での移行が適切でない場合等）については、都道府県等の協議の場での判断を経て、満22歳満了時まで（満23

歳に達するまで)入所が継続できるようにすべきである。

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

法律の施行後五年以内に事後評価を実施する。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

「障害児入所施設における過剰児の入所者数」を指標として設定する。